

[事案 2021-89] 配当金支払請求

・令和3年12月2日 裁定終了

<事案の概要>

契約時に説明された生存保険金および配当金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和64年1月に契約した終身保険について、保険料の払込満了時およびその後5年毎に支払われる生存保険金と配当金の合計額について説明を受け、その説明を信じて契約したが、実際に支払われた金額は、説明を受けた金額よりも大幅に少ないものであった。しかし、以下の理由により、募集人らが説明した金額を支払ってほしい。

- (1) 募集人らは、設計書やパンフレットを用いて、「保険会社で責任をもって毎年複利で積立てをしていくので、設計書にてその金額を提示できる保険である。」と説明した。
- (2) 設計書に、「将来のお支払額を約束するものではありません」と記載されていたため質問したところ、募集人らは、「保険会社がつぶれない限り必ず支払われるもので、設計書にはこのように書いてあるが、安心して加入してください。」と説明した。
- (3) 保険会社は、約束した金額を支払う義務がある。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 配当金の割り当ての有無および金額は、保険会社の将来の運用実績によるものであり、約款に具体的な金額や計算方法を定めて、その支払いを約束する性質のものではない。
- (2) 申立人は、本契約の申込みにあたり、配当金の配当方法について、生存保険の買増しを選択している。
- (3) 設計書に記載された金額は、「生存保険金と配当金の合計額」であることおよび配当金の支払いが約束されているものではないことを前提に、一応の目安として、設計書作成時の前年度決算の配当実績値を用いて、その配当率が維持されると仮定した場合の金額が記載されている。また、設計書には、「今後変動する（上下する）ことがあります。従って、将来のお支払額を約束するものではありませんのでご注意ください。」との注意書きが記載されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人と保険会社との間で、設計書に記載されている生存保険金および配当金を支払うことを内容とする契約が成立していると解することはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。